第十七条の六の五第一項第一号中「又は第三号」を「から第五号まで」に改め、同項第二号中「五十三万円」を「八十三万円」に、「百二十六万円」を「二百十二万円」に改め、同項第三号中「前号」を「第二号及び第三号」に改め、同号を同項第五号とし、同項第二号の次に次の二号を加える。

三　基準日の属する月の標準報酬の月額が五十三万円以上八十三万円未満の自衛官　百四十一万円

四　基準日の属する月の標準報酬の月額が二十八万円未満の自衛官等（次号に掲げる者を除く。）　六十万円

（船員保険法施行令の一部改正）

第三条　船員保険法施行令（昭和二十八年政令第二百四十号）の一部を次のように改正する。

第七条中「三十九万円」を「四十万四千円」に改める。

第八条第六項及び第七項中「特定疾患給付対象療養」を「特定疾病給付対象療養」に改める。

第九条第一項第一号中「又は第三号」を「から第五号まで」に改め、同項第二号中「五十三万円」を「八十三万円」に、「十五万円」を「二十五万二千六百円」に、「五十万円」を「八十四万二千円」に改め、同号ただし書中「八万三千四百円」を「十四万百円」に改め、同項第三号中「第十二条第一項第三号」を「第十二条第一項第五号」に、「前号」を「第二号及び第三号」に改め、同号を同項第五号とし、同項第二号の次に次の二号を加える。

三　療養のあつた月の標準報酬月額が五十三万円以上八十三万円未満の被保険者又はその被扶養者　十六万七千四百円と、前条第一項第一号及び第二号に掲げる額を合算した額に係る療養につき厚生労働省令で定めるところにより算定した当該療養に要した費用の額（その額が五十五万八千円に満たないときは、五十五万八千円）から五十五万八千円を控除した額に百分の一を乗じて得た額（この額に一円未満の端数がある場合において、その端数金額が五十銭未満であるときは、これを切り捨て、その端数金額が五十銭以上であるときは、これを一円に切り上げた額）との合算額。ただし、高額療養費多数回該当の場合にあつては、九万三千円とする。

四　療養のあつた月の標準報酬月額が二十八万円未満の被保険者又はその被扶養者（次号に掲げる者を除く。）　五万七千六百円。ただし、高額療養費多数回該当の場合にあつては、四万四千四百円とする。

第九条第二項第一号中「又は第三号」を「から第五号まで」に改め、同項第二号中「七万五千円」を「十二万六千三百円」に、「二十五万円」を「四十二万千円」に改め、同号ただし書中「四万千七百円」を「七万五十円」に改め、同項第三号中「前項第三号」を「前項第五号」に改め、同号を同項第五号とし、同項第二号の次に次の二号を加える。

三　前項第三号に規定する被保険者　八万三千七百円と、前条第二項第一号及び第二号に掲げる額を合算した額に係る療養につき厚生労働省令で定めるところにより算定した当該療養に要した費用の額（その額が二十七万九千円に満たないときは、二十七万九千円）から二十七万九千円を控除した額に百分の一を乗じて得た額（この額に一円未満の端数がある場合において、その端数金額が五十銭以上であるときは、これを一円に切り上げた額）との合算額。ただし、高額療養費多数回該当の場合にあつては、四万五千五百円とする。

四　前項第四号に規定する被保険者　二万八千八百円。ただし、高額療養費多数回該当の場合にあつては、二万二千二百円とする。

第九条第七項第一号中「ハまで」を「ホまで」に改め、同号イ中「特定疾患給付対象療養に」を「特定疾病給付対象療養に」に改め、同号イただし書中「特定疾患給付対象療養（」を「特定疾病給付対象療養高額療養費多数回該当の場合」を「特定疾病給付対象療養高額療養費多数回該当の場合」に改め、同号ロ中「十五万円（」を「二十五万二千六百円（」に、「七万五千円」を「十二万六千三百円」に、「特定疾患給付対象療養に」を「特定疾病給付対象療養に」に、「五十万円」を「八十四万二千円」に改め、同号ロただし書中「特定疾患給付対象療養高額療養費多数回該当の場合」を「特定疾病給付対象療養高額療養費多数回該当の場合」に、「八万三千四百円」を「十四万百円」に、「四万千七百円」を「七万五十円」に改め、同号ハ中「第一項第三号」を「第一項第五号」に改め、同号ハただし書中「特定疾患給付対象療養高額療養費多数回該当の場合」を「特定疾病給付対象療養高額療養費多数回該当の場合」に改め、同号ハを同号ホとし、同号ロの次に次のように加える。

ハ　第一項第三号に掲げる者　十六万七千四百円（七十五歳到達時特例対象療養に係るものにあつては、八万三千七百円）と、前条第一項第一号イからヘまでに掲げる額に係る特定疾病給付対象療養につき厚生労働省令で定めるところにより算定した当該特定疾病給付対象療養に要した費用の額（その額が五十五万八千円（七十五歳到達時特例対象療養に係るものにあつては、二十七万九千円。以下このハにおいて同じ。）に満たないときは、五十五万八千円）から五十五万八千円を控除した額に百分の一を乗じて得た額（この額に一円未満の端数がある場合において、その端数金額が五十銭未満であるときは、これを切り捨て、その端数金額が五十銭以上であるときは、これを一円に切り上げた額）との合算額。ただし、特定疾病給付対象療養高額療養費多数回該当の場合にあつては、九万三千円（七十五歳到達時特例対象療養に係るものにあつては、四万六千五百円）とする。

ニ　第一項第四号に掲げる者　五万七千六百円（七十五歳到達時特例対象療養に係るものにあつては、二万八千八百円）。ただし、特定疾病給付対象療養高額療養費多数回該当の場合にあつては、四万四千四百円（七十五歳到達時特例対象療養に係るものにあつては、二万二千二百円）とする。

第九条第七項第二号中「特定疾患給付対象療養であつて」を「特定疾病給付対象療養であつて」に改め、同号ロ中「特定疾患給付対象療養に」を「特定疾病給付対象療養に」に改め、同号ロただし書中「特定疾患給付対象療養高額療養費多数回該当の場合」を「特定疾病給付対象療養高額療養費多数回該当の場合」に改め、同項第三号中「特定疾患給付対象療養」を「特定疾病給付対象療養」に改め、同条第九項第二号中「第一項第二号」の下に「及び第三号」を加える。

第十条第一項第一号中「ハまで」を「ホまで」に改め、同号ロ中「十五万円」を「二十五万二千六百円」に、「五十万円」を「八十四万二千円」に改め、同号ロただし書中「八万三千四百円」を「十四万百円」に改め、同号ハ中「前条第一項第三号」を「前条第一項第五号」に改め、同号ハを同号ホとし、同号ロの次に次のように加える。

ハ　前条第一項第三号に掲げる者に該当していることにつき厚生労働省令で定めるところにより協会の認定を受けている者　十六万七千四百円と、当該療養につき厚生労働省令で定めるところにより算定した当該療養に要した費用の額（その額が五十五万八千円に満たないときは、五十五万八千円）から五十五万八千円を控除した額に百分の一を乗じて得た額（この額に一円未満の端数がある場合において、その端数金額が五十銭未満であるときは、これを切り捨て、その端数金額が五十銭以上であるときは、これを一円に切り上げた額）との合算額。

ただし、高額療養費多数回該当の場合にあつては、九万三千円とする。

ニ　前条第一項第四号に掲げる者に該当していることにつき厚生労働省令で定めるところにより協会の認定を受けている者　五万七千六百円。ただし、高額療養費多数回該当の場合にあつては、四万四千四百円とする。

第十二条第一項第一号中「又は第三号」を「から第五号まで」に改め、同項第二号中「五十三万円」を「八十三万円」に、「百二十六万円」を「二百十二万円」に改め、同項第三号中「前号」を「第二号及び第三号」に改め、同号を同項第五号とし、同項第二号の次に次の二号を加える。

三　基準日の属する月の標準報酬月額が五十三万円以上八十三万円未満の被保険者　百四十一万円

四　基準日の属する月の標準報酬月額が二十八万円未満の被保険者（次号に掲げる者を除く。）　六十万円